事務所通信

2016年6月号 No.132



(あじさい)

CONTENTS

	所長コメント		•	明日天気にしておくれ	P4
		P1		税務Q&A	P5
•	義援金・寄付金の税務上の取り扱い	P2		お知らせ おもしろ雑学	P6
•	人口減少社会を考える	Р3		休日カレンダー 職員雑記	P7

~お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします~



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7 TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス http://www.katozeirishi.jp

社風改革と社員の成長

■社風改革

「傷のなめあいをする組織を改善したい」

「目標売上を達成しないで当たり前という社員の意識を変えたい」

「仲良しクラブではなく、お互いがライバルとして切磋琢磨してほしい」

などの社長の声をよく耳にします。これらはすべてその会社の社風となっています。会 社規模が大きければ大きいほど、社歴が長ければ長いほど、この社風を変えるには大きな エネルギーを必要とします。しかし逆に、社歴が浅く会社規模が小さくても、この社風を 変えていくにはトップであるあなたがあるべき社風を掲げ、それに向かって改革を継続し ていく必要があります。

"好かれたい症候群" 嫌われたくない症候群" が管理職にまで蔓延し、部下を叱れない上司、部下と一緒になって会社批判をする上司も多くなっています。部下や同僚の行動や言動を報告することが「告げ口」であると勘違いしている管理職もいます。このような管理職のいる会社は、早急に社風改革を進めていく必要があります。では、どうすれば社風は変わるのでしょうか?

甘い社風を改善していくには社員一人ひとりの目標を明確にし、その人の達成状況、達成度合いを示していかなければなりません。つまり経営計画において全社目標を個人目標まで、年間目標を日々の目標まで落とし込んでいかなければなりません。

全社目標 → 部署·各店目標 → 個人目標

年間目標 → 月間目標 → 毎日目標

■個人目標・毎日目標

すなわち社員一人ひとりが日々何をすべきか、ということが重要なのです。社員はみんな自分なりに一生懸命がんばっている、と思っています。しかし、上司やトップから見ると、期待度合いには達していない場合が多いのです。その期待の尺度が個人目標です。個人目標が未達成なら、何がよくなかったのか、ということを徹底的に詰めます。そうした繰り返しが社員を成長させるのです。また、社員の成長が会社の成長にも結びつくのです。

甘い社風、傷のなめあいをする社風を改善するには、一人ひとりの社員が自分の責任を 果たし、役割をまっとうし、さらに個人目標を明確にし、その達成に向かって全力でがん

ばることです。一人ひとりの社員が働くことを楽しみ、輝いて 生きているということが重要で、そのためには上司やトップ が常に愛情を持って社員と接していかなければなりません。

社風改革は、このように社員の目標管理と大きく関連しているのです。



義援金・寄付金の税務上の取り扱い

平成28年4月に熊本県で発生した震度7の地震で多くの方が被害を 受けられています。今回は、熊本・大分県下の災害対策本部等に義援金や 寄付金を支払った場合の税務上の取り扱いをご案内させて頂きます。

<寄付をした個人・法人の課税関係>

I 熊本地震災害対策本部や日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害 義援金」口座に対して義援金を支払った場合

(個人の場合)

義援金は「特定寄付金」に該当し、所得税法上寄付金控除の対象となります。 (法人の場合)

義援金は「国等に対する寄付金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

Ⅱ 被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合 (個人の場合)

認定NPO法人等に対する寄付金として支払った義援金は、所得税法上寄付金控除 (所得控除)又は寄付金特別控除(税額控除)の対象となります。

(法人の場合)

特定公益増進法人に対する寄付金に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に算入されます。

Ⅲ 寄付したことを証する書類

確定申告を行うに当たり、寄付したことを証する書類(領収書や受領証等)が必要です。

- ① 熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証
- ② 募金団体の預り証など
- IV 寄付金控除額について
 - ○寄附金控除(所得控除)

個人の方が義援金を寄附した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

その年中に支出した特定寄附金 の額の合計額

- 2千円 = 寄付金控除額

○寄附金特別控除(税額控除)

個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人対する寄附金を支出した場合には、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。

その年中に支出した認定NPO法人等 (公益社団法人等)に対する寄付金の額の合計額 - 2千円

× 40% = 寄付金特別控除額

以上です。この他にふるさと納税で寄付する場合などは確定申告をしなくても適用できる場合があります。詳しくは当事務所までご質問ください。

< 倉 又 >

金

人口減少社会を考える ~厚生労働自書より~

我が国の人口は、戦後、一貫して増加を続けてきたが、2008年の1億2,808万人をピークとして、ついに人口減少局面に入っている。国立社会保障・人口問題研究所の推計(出生中位・死亡中位推計)によると、このままのペースでは、2050年には人口が1億人を割り込み、2100年には約5,000万人(参考推計)まで減少するとも推計されている。

これからの日本の人口減少局面において、特に留意しなければならないのは、急速な高齢化を伴うということである。日本の人口が1億人を超えた1967年には、65歳以上の人口が総人口に占める「高齢化率」は6.6%であった。それが今、25%を超え、国民の4人に1人が高齢者という水準にある。このままいけば、2060年には高齢化率は約40%という、世界に例を見ない超高水準に至るものと推計されており、その間、高齢化は急速に進行することとなる。日本は、世界のどの国も経験したことのないほどの人口急減・超高齢化に直面しているのである。

このような急激な人口減少・高齢化は、我が国の経済、地域社会、財政、社会保障などあらゆる面で問題を引き起こす。特に、世代間の支え合いの要素が不可欠な社会保障制度は、少子高齢化によって既に、年金、医療、介護をはじめ各制度で、給付の増大や現役世代の負担の増加など多くの課題を抱えている。これまでも、不断の改革が行われてきているが、大幅な人口減少がさらに進んでいけば、これらの制度の持続可能な運営を確保することが難しくなる事態にも直面しかねない。

また、地方では、地域活動の担い手が減少するほか、医療や介護を担う人材の確保も 困難となって必要なサービスの提供ができなくなり、住民の生活維持に大きな支障を来す ことになる。そしてこのことが、ますます過疎化や人口の縮小を招いて、自治体の運営や 存続自体が危ぶまれる事態も生じかねない状況にある。

さらに、大幅な人口の転入超過が続いている東京圏でも、高齢者の急増や介護サービスの不足などの多くの課題があり、また、厳しい子育て環境により出生率の低い東京圏に 人口が集中することは、ますます日本全体の人口減少につながっていくことになる。

そもそも日本では、一人の女性が生涯に生む平均子ども数を示す「合計特殊出生率」(いわゆる出生率)が、1974年に「人口置換水準」(人口が長期的に維持される水準。現在は 2.07)を下回り、今日まで 40年間、少子化の流れが進行する状況が続いてきた。ただ、人口全体に関して言えば、戦後のベビーブーム世代やその子どもの世代の人口の多さにより、出生率が下がっても出生数が大きく下がらなかったことや、平均寿命の延びによって死亡数の伸びが抑制されてきたことにより、日本の総人口は長らく増加を続けてきた。

このような事情もあり、人口減少社会の到来やその影響は以前より指摘されてきたものの、これまで国民の間に危機感を持って実感されにくかったことは否めない。しかし、人口減少が現実となって進行し始めた今こそ、国民がそのことの危機感を、改めて広く共有して再認識し、日本をあげてこの問題に立ち向かっていくべき時ではないだろうか。



~平成27年版 厚生労働白書 より~

< 畑 >

~明目天気にしておくれ~

5月16日に沖縄気象台は沖縄地方の梅雨入りを発表しました。6月といえば梅雨の季節ですね。雨が降りジメジメとした嫌な天気が続きます。

そんなとき、晴れを願い作るものがてるてる坊主です。

実はこのてるてる坊主、「坊主」といいますが、女の子なのです!



てるてる坊主の起源は中国の揚子江付近の伝承に見られる「掃晴娘 (サオチンニャン)」という小さな人形だと言われています。

白い紙でできた女の子に赤色の紙でつくった服を着せ、小さなほうきを持たせます。それを軒下に吊るし晴天を祈りました。

ほうきを持たせるのは、雨雲を掃き、晴れの気を引き寄せるためと言われています。

この風習が江戸時代(平安時代という説もあります)に日本へ伝わり、当初は「照る照る法師」と呼ばれていたものが、「照る照る坊主」へと変わりました。

なぜ女の子から男の子の姿に変化したかというと、日照りを願う僧侶が男であったこと、人形が頭を丸めた坊主に見えることから、いつのまにか坊主と呼ばれ男の子になってしまったと考えられています。

また江戸時代には願いが叶って晴天になるとダルマのようにてるてる坊主に瞳を書き入れるという風習があったようです。

もし、てるてる坊主を何個作っても効果がない!でも絶対晴れてほしい!そう思うときは、東京・高円寺にある気象神社へ行ってみてはいかがでしょうか!

この気象神社でまつられている神様は「<mark>八意思兼命(やごころおもいかねのみこと)」</mark>と言い、 知恵の神様とされています。

何故知恵の神様が気象神社にまつられているのかというと、 天岩戸伝説で天岩戸にお隠れになった天照大神を連れ出す案 を考えられ、暗闇を明るくする力を持った神様とされたからだそ うです。

そんな日本で唯一の気象神社ですが、マスコットキャラクターの「てるてる君」がとても可愛いので気になった方は気象神社のサイトをチェックしてみて下さい!



< 花 水 >

QUESTION

個人事業を営んでいますが、この度、廃業する事となりました。従業員には1ヶ月分 の給与額を退職金として支給する予定です。

同じく青色事業専従者の妻と母へも退職金を支給したいのですが経費として認められますか?

ANSWFR

退職金は必要経費となりません。

事業主が生計を一にしている配偶者その他の親族へ支払う給与は 原則として必要経費にはなりません。

しかし、青色申告者の場合、一定の要件の下に支払った給与の額を必要経費とする特例があります。この場合の「給与」とは、給与・賞与など、実際に専従者が 事業に従事し、その従事した期間に対応して受けるべき給与所得であり、退職金は 含まれていません。

> 専従者に対し支給する退職金は「給与」では無いため、 必要経費にはなりません。

QUESTION

従業員が地方に住む両親を扶養しているとして「給与所得者の扶養控除等申告書」を 提出してきた場合、会社はそのことを何らかの書類により確認する必要があるでし ょうか?

ANSWER

別居している者を扶養控除の対象とするためには、常に

生活費、療養費等の送金が行なわれているなど「生計を一」にしていることが必要となります。法令上、源泉徴収義務者に対してこれを証明する書類等を提出することまで必要とされているわけではありませんが、正しい扶養控除の計算を行なうためには、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受け確認することをお勧めします。

< 小林(恭) >

研修 予定

時	研	修	内	容	場	所	講	師	参加費
3日(木) 30~		_{テルモ経} 社員ル 社を強	小得で	•		説理士事務所 ミナールーム		里士 輝守	無料



加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されました!!

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして・・・

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
- ④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、 企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



「体 温」

体温はなぜ42℃以上にならないのか。42℃というのは、人体を構成している細胞=たんぱく質が固まり、もとに戻らなくなる温度だから。 したがって体温は42℃以上になることはなく、体温計の最高目盛りも 42℃までである。

(担当:原)

■■■■ 休日カレンダー ■■■■

6月(水無月) June

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
						畑・伊藤(康)
5	6	7	8	9	1 0	11
						花水・原
1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8
						社員旅行のため休業
1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
				テルモ経営研究会		
2 6	2 7	2 8	2 9	3 0		

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

6月の税務

6月10日 平成28年5月分の源泉所得税・住民税の納付

6月30日 平成28年4月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付

平成28年10月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付

平成29年1月、平成28年7月決算法人の消費税の中間申告、納付

所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

6月決算法人の消費税等各種届出書提出

◇◆ 職員雑記 ◆◇

衣替えの時期となり、だんだんと暑いと感じる日が多くなってきましたね。またあのジメジメした梅雨の時期が来るのかと思うとなんだか憂鬱な気がします。ですが、 大好きなつめた一く冷えたビールを飲みながら乗り越えようと思います。